

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第52回 議事録

1 日時：平成21年5月13日（水）17：00～18：30

2 場所：総務省 第一特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、中村 伊知哉（主査代理）、浅野 睦八、雨宮 俊武、井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、今井 淨、伊能 美和子、植井 理行、襟川 恵子、華頂 尚隆、河村 真紀子、久保田 幸雄、佐藤 信彦、椎名 和夫、菅原 瑞夫、関 祥行、田村 和人、生野 秀年、福田 俊男、堀 義貴、三尾 美枝子

（以上31名）

（2）オブザーバー

足立 康史（経済産業省）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、寺島 高幸（テレコムスタッフ）、中村 秀治（三菱総合研究所）、元橋 圭哉（日本放送協会）、山崎 博司（社団法人日本音楽事業者協会）

（3）事務局

小笠原コンテンツ振興課長

（4）総務省

山川情報流通行政局長、戸塚政策統括官、阪本官房審議官、吉田地上放送課長

4 議事

【村井主査】 それでは、ただ今から情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会、第52回の会合を開催いたします。

委員の皆様、お忙しいところをお集まりいただき、どうもありがとうございます。

本日欠席の委員、それからご出席のオブザーバーの方、いつものように席上の資料をご参照いただきたいと思います。

前回申し上げましたように、今回はコンテンツ取引市場に関しての意見交換ということで、先月、平成21年度の補正予算案が閣議決定されて、現在国会で審議中の案

件に、当委員会で検討してきたコンテンツ取引市場に関する施策が盛り込まれていると伺っておりますので、まずはそのコンテンツ関連の補正予算案における施策についてご説明いただき、ご議論いただくということで運ばせていただきます。

まず事務局から、資料の確認と説明をお願いいたします。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、本日の資料でございますが、資料1、これは事務局作成の資料ですが、「地域発ソフトパワー発信・活用の強化」と題して、今般補正予算が閣議決定された内容についてまとめております。それから、資料2でございますが、これは本日、権利者団体の堀様、椎名様にご提出いただいた資料でございます。それから最後に参考資料、これは事務局の説明のときに参考として使わせていただきますが、3月3日の経済財政諮問会議におきまして鳩山大臣から説明させていただいた資料、この3点でございます。

それでは引き続きまして、事務局から、この4月に閣議決定をいたしました補正予算案の中に盛り込ませていただいておりますコンテンツ関係の施策についてご紹介いたします。中身につきましては、今まで当委員会におきましてコンテンツ取引市場の形成というタイトルで、様々にご議論いただいていた内容が含まれているところでございます。

それでは資料1、まず、「地域発ソフトパワー発信・活用の強化」と題されたものについてご説明いたします。

柱としては3点ほどありまして、1つが放送コンテンツを中心とするコンテンツの製作・流通をさらに後押しするということ。それから第2として、放送コンテンツの権利処理の円滑化。これも再三再四、当委員会で議題になりました点でございますが、それに関する後押し。それから3点目でございますが、これも不正流通の抑止ということで、何度か話題になっております、不正流通に関する監視・通知のシステムをどうつくっていくかということの検証。この3点を柱とした予算を、全体として地域発ソフトパワー発信・活用の強化ということできくっております。

この予算の背景について、簡単にご説明いたします。参考資料をお手元にご用意いただきたいのですが、その参考資料の最後のページ、それぞれ海外展開の現状、それから製作・流通ということについて、若干現状を紹介してございます。

当委員会で何度か話題になっておりますとおり、やはりコンテンツの流通を二次利用の様々な場面で促進していこうということがテーマとなっておりますが、例えばそ

のうちの海外展開に着目いたしますと、放送コンテンツについて見ても、日本国内で様々なプレーヤーのご努力で、2004年以降、着実に増えているという状況にはございます。ただ、輸出額に着目すると、さらにそれを上回って伸ばしている国も韓国をはじめとしてあるという状況です。

それで、日本から例えば海外展開ということ言えば、やはりアニメやドラマ、バラエティー等様々なジャンルにおいてそれぞれ引き合いが強くて、ポテンシャルとしては、放送番組の様々なジャンルで各国とも、非常に評価の高いものがあるという状況かと思えます。

それで、問題は、こういった海外展開をはじめとする二次利用を促進していくという観点から見たときに、製作や流通の現状がどうなっているかということですが、特に製作の場面について、これまでこの場でも、放送事業者さん自身が番組製作ということでは非常に大きな役割を果たしておられるということにあわせて、放送事業者さん以外の外部の番組制作者の方々の力と努力がなくては、放送コンテンツの継続的・安定的な供給は到底見込めないと。ただ、これはこの場で何度かご紹介されたことでありますが、特に番組製作会社さんの状況が、2004年から直近の3～4年をとりましても、会社の数自体が非常に減少傾向にあるということに見られますとおり、経営状態としては全般的に非常に苦しい状況となっていると。

もともと真ん中の円グラフにありますとおり、製作会社さんの全体的な規模自体が大きくないことにあわせて、さらにその下にありますとおり、アニメの例をとって、テレビ番組からの製作費等が全体的な減少傾向にあるということを示してありますが、昨今の経済情勢ということも受けて、番組製作費の減少傾向ということがあり、またそれを受けて、番組製作会社さんの製作環境が非常に悪化しているといった状況が、製作の状況というところで書いてあります。

製作会社さんというのは最盛期には全国で1,000を超える会社があったということですが、製作会社さんの状況は一層厳しいものになっていて、それこそ番組製作・コンテンツ製作から撤退する、あるいは廃業するといった傾向が最近、都会部のみならず、地方においても特に強い傾向になっているといった状況が製作の場に見られるということでもあります。

ところがこういった状況が進みますと、コンテンツを製作するといういちばん根本の力のところが弱まってしまうというところで、結局は流通されるべきコンテンツの

物も質も落ちていく、そういった危機的な状況に近づいているわけでございます。

ここでちょっと特定の会社名で恐縮でございますが、北海道テレビ放送さんという局を挙げて、今まで地域発のコンテンツづくり、コンテンツ発信がどのように行われてきたかという、その一つの例を挙げさせていただいております。

「北海道アワー」という番組名を書かせていただいておりますが、北海道テレビ放送さんが、いわゆる北海道の自然、あるいは食といったことをコンテンツとして、長さとして40分から50分の番組としてつくられていたと。それを地元の北海道のみならず、台湾をはじめとするアジアの衛星放送の時間枠をとって放送されていた。

その結果、そういった番組を見られた台湾あるいはアジア各国の方々が、北海道を一度見てみたい、行ってみたいということで、観光客の増加ということにつながっているといった事例でございました。実際、この「北海道アワー」を見たといった方々が諸外国から増えたということで、右の棒グラフにありますとおり、1997年度から絶対数で見ても、これだけの伸びが大体10年の間にあったということでもあります。

ただ、このように、ローカルの自然や文化をコンテンツ化して、それを国内のみならず海外にも発信していくといった非常に地道かつ着実な取組が、今申し上げたような製作環境の悪化ということで、放送局さん自身も製作費を削減せざるを得ない状況にあり、仕事を一緒にやっておられる製作会社のほうでも、受ける対価が少なくなれば、どうしても、仕事の量のみならず、質も落としていかなければいけないし、最終的には仕事自体から撤退しなくてはならないような状況にもなりつつあって、こうした、地元にとってもあるいは日本全体にとっても意味のあるコンテンツづくりが残念ながら非常に弱まっている、疲弊している、そういった状況にあると。

これを放置していくと、今まで行われてきた、こういった地域発信の着実な取組を続けることが非常に難しくなってしまう。そうすると結果的には、流通の基盤でありますコンテンツ自体の量も質も非常に低下していくといった事態を招きかねないのではないかと。そういった背景で、今申し上げました、放送コンテンツの製作、あるいは流通ということに取り組む放送局さん、あるいは製作会社さんといった方々を支援していくということが必要ではないかといったことがあったわけでございます。

それでは個別に今申し上げた3本の柱についてご説明申し上げますが、資料1の2枚目をめくっていただきたいと思っております。最初の箱に書いてありますとおり、今、北海道の事例でご紹介申し上げましたような放送局、あるいは番組製作会社の方々が、

各地の自然、あるいは文化、観光資源をコンテンツとして製作して、そのコンテンツを国内の地上放送あるいは衛星放送のみならず、いわゆる国際放送あるいは海外の放送局のチャンネルを使って発信していく。

あるいはIPTVやインターネット、最近ではモバイルサイネージといったメディアも紹介されることがございますが、そういった放送以外のメディアに積極的に発信し、これまた国の内外への流通を促進するといった積極的な取組がこれまでには行われてきて、実際、今申し上げたような効果も上げてきているわけですが、これが今、全体的な経済情勢を反映して非常に難しくなっている、そしてコンテンツの製作・流通の取組みが非常に疲弊している。

したがって、そういった時期だからこそ、全国各地あるいは海外に発信するそのコンテンツのモデルを構築して、新たなメディアの開拓とあわせて、国の内外におけるコンテンツの流通促進を図る、そういった目的で施策を展開できないかということがあります。

具体的にはいろいろな形で、今申し上げたような製作・流通に取り組む放送事業者さん、番組製作会社、あるいはコンテンツ製作会社の方々の取組を、何らかの形で予算的に支援できないかということでもあります。

若干細かいスキームを申し上げますと、あくまで今回の予算の目的は、今申し上げたような海外展開、あるいは新たなメディアといった新たな流通経路、新たな市場開拓ということを念頭において、コンテンツの製作・流通に取り組む事業者の方々を支援するということにございますので、今までそういったノウハウを持っていなかった放送局さんや製作会社さんであっても、海外への流通、あるいは新たなメディアへの流通といったことに取り組むことができるようなノウハウ、あるいはマニュアルといったことを資産として残すということが直接の目的でございます。

あるいは、海外展開ということであれば、どういったコンテンツであれば海外の視聴者の方々から評価されるのか、海外の市場から見たときに、先ほどアニメ、ドキュメンタリー、ドラマ等のエンターテインメント系のコンテンツについて引き合いがあるということを申し上げましたが、それ以外にどのようなコンテンツについて、海外、アジアとかヨーロッパ、あるいは最近で言うところの中東といった市場から望まれているのか、そういった実際の海外の市場の状況ということを整理して、情報共有に供する。そういった、これからのコンテンツの製作・流通・発信に取り組んでいく方々に、共

有できるノウハウを資産として残すことを行うことが、今回の予算の目的であります。

ただ、そういった資産を残すに当たっては、これまで実績のある放送事業者さん、製作会社さんをはじめとして、海外展開や新たなメディアへの展開を前提とした放送番組をお作りいただいて、実際に海外や新たなメディアに出していただく。出していただく過程で、今申し上げたようなことについての生のデータ、生のノウハウを収集させていただいて、それらをこれからコンテンツ製作、あるいは流通に取り組む方々に共有していただくといった形の予算にできればと考えているところであります。

ただ実際には、そういったモデル構築、調査研究をやっていただく方々、あるいはその素材として番組の製作に取り組んでいただく放送事業者さんや製作会社の方々、こういった方々にお願いしたいかという要件はオープンにするとともに、広く公募という形でオープンな形で執行をしていきたいということでございます。

そういったモデルが確立され、そのモデルにのっとってコンテンツの製作・流通を行う方々がこれから増加していけば、観光客の誘致とか物産の販売ということ、あるいは地域の番組製作力の再生という形で、結果的には地域経済、日本のコンテンツ産業に返ってくることになるように執行していきたいと考えているところでございます。

次に、3つの柱のうちの2番目でございますが、資料1の3ページをごらんいただきたいのですが、これは放送コンテンツの権利処理ということ。これは既に放送事業者さん、あるいは複数の権利者団体の方々が実際行っておられる、かつそれぞれのお立場でその業務の円滑化、効率化ということに日々努力されているということは、この場でも再三ご報告がございました。この予算の目的は、そういった取組みをさらに促進すると。つまり、今でも権利処理コスト、あるいは権利処理コストの時間ということを効率化して削減しようという取組みについては、放送事業者さんや複数の権利者団体の方々に於いて、実は行われているわけですが、そういったことを後押ししようといった目的の予算でございます。

ご案内のとおり、音楽の分野あるいは映像の中の実演家団体の方々の間で、今、複数の団体で行われている権利処理の業務を効率化しようということで、新たな団体を設立するといった動きが実際見られているわけでありまして。そういった取組については、可能な限り国としてもご支援を申し上げたいということで、今回の予算ということになっておりますが、直接には今回の予算は、右のほうに書いてあります、国として効率的な権利処理を行うに必要なシステム、あるいは実際その著作権処理を行う、

例えば二次利用申請窓口の一本化、その後の収益配分、不明権利者の探索、そういったもろもろの業務を最も効率的にやるためにはどうしたらいいかというシステム、あるいは仕事のやり方ということの一つのモデルを実証実験として構築できないかと。

当然その際には、実際民間でそういった効率化に向けた団体設立に向けて取り組んでおられる方々のご協力、あるいはお知恵をいただいて、国としてもまずは実証実験をやってみると。当然ながらその成果として、どういったシステムにすることが効率的か、あるいはそのシステムのどういった運用をやることが効率的かということが、ノウハウとして蓄積されると思います。その蓄積されたノウハウを、今、実際コンテンツの権利処理ということで取り組んでいただいている組織のほうに、できれば継承させていただいて、それぞれご努力いただいている権利処理の効率化、あるいはそのための組織づくりということに、できるだけ生かしていただければという趣旨の予算でございます。

それからもう一つ、最後の4ページ目なんですが、先ほど申し上げた柱のうちの3番目でございます。放送コンテンツの不正流通ということについて監視して通知するシステムについて、実証実験ができないかということでございます。

この点については知財計画をはじめとして、毎年のように政府全体として取り組んでいくということが言われておりまして、例えば今の箱の中の(2)の②というところを見ていただくと、違法コンテンツ配信の根絶に向けた取り組みの推進。例えばコンテンツの提供事業者に対して、違法配信の識別マークの付与とか、あるいは違法コンテンツ排除のための技術的手段の活用を促すということで、毎年関係省庁が連携して取り組むということで、政府全体の課題としては掲げられている事項でございます。

ここで言っている不正流通ということについて、ちょっと具体的なイメージを申し上げますと、その青い箱の中に、監視、発見、通知の手順と書いてあります。ここで不正流通といって念頭に置いておりますのは、その下の黄色い箱の中に、いくつか投稿サイトの名称が挙がっております。もうこれはご案内のとおりですが、こういった投稿サイトの上に、権利者の許諾を全く受けずに投稿している放送番組が非常に多数、海外を含めて出回っていると。そのことによって、場合によっては海外の放送局にコンテンツの販売と言ったらば、それはもう投稿サイト上、ただで見られるということが確立しているから、今さら買う必要はないと言われ、事実上、その市場が消滅しているという現象も起こるに至っている。

そういったことをどう自衛し、あるいは根絶していくかということですが、一つのやり方として、いわゆる投稿サイトを巡回して、無許諾の放送コンテンツを見つけ出してくるという技術的手段というのが、今ようやく実用化されつつあります。

実際の手順としては、投稿サイトに載っているかどうかを監視したい放送番組というのを、ある巡回ソフトに読み込ませる、これがコンテンツの登録ということでございますが、さらにその登録されたコンテンツをそのソフトウェアが巡回して、実際載っているかどうか識別する。それで、実際どのサイトに登録されたコンテンツがどれぐらい載っていましたということを、利用者の方々にレポートする。そのレポートを見て、実際そのコンテンツの登録を依頼された方々がこういったサイトに対して、これは違法で無許諾で載っている、直ちに削除するようにというメールを送付していただく。それで実際削除されたかどうかという結果を、そういった登録を依頼されたコンテンツホルダーの方々に返していく。

そういった一連の作業過程ということがあるわけですが、最近、特にここ1年ぐらいの間、こういった一連の手順を自動的に行う、しかもかなり精度をもって登録されたコンテンツを見つけ出してくるという技術的な手段が確立しつつあります。そういった確立された技術手段を複数、実際使ってみて、その精度、それからそれぞれのコストメリット、どの程度の効果が上げられるかということについて検証し、こういった不正流通の監視あるいは警告を行うときに、どういうシステムを使えばどの程度のコストが、どのような運用によれば、より効率的に行えるようになるといったことを検証していただくことを目的とした予算でございます。

ただこれは、実際ここである程度効率的であると認められたシステムを、これはもう民間のほうで使って、こういった運用をやっていくかといったことを考えるのに、ぜひ成果を使っていただければと考えるところでございます。

以上が、最初のソフトパワーの発信・活用の強化ということで柱立てされている3つの施策でございますが、今のソフトパワーの発信強化という柱立てとはもう一つ別に、資料1の最後の5ページをご覧いただきたいんですが、教育分野におけるデジタル・コンテンツの充実・活用等の促進という項目がございます。これは最近の技術的な動向、あるいは実際の市場への普及状況ということと言えますと、今般の補正予算におきまして、学校現場においてもデジタルテレビの設置ということを進めていこうという施策を文部科学省さんのほうで盛り込んでいただいております。そう



いった環境変化も踏まえてというところでございますが、こういったデジタルテレビ、あるいは最近デジタルテレビによっては、IPテレビの受発信機能も備えたテレビが非常に多くなってきております。そういったデジタルテレビによって、あるいはIPテレビということを使って、非常にハイビジョンのコンテンツが受発信できるといった環境が、これから急速に整っていくということを踏まえて、まさに高速のインターネットなどを活用して、高品質の放送コンテンツが教育現場に配信されていく、それをどう教育に活用していただくことがより効果的なのか、また、教育現場から見たときに、こういったコンテンツをこういった形で配信することが、より効果的な教育ということに資するのかということについて、これは文部科学省さんと共同で実証実験という形で行えればと考えている訳であります。

具体的には、これから配備されていくであろうデジタルテレビを使って、コンテンツを配信している環境を、高速インターネット、IPTVなどを使って構築いたしまして、実際に教育現場からも上がってくる声を反映して、可能な範囲で放送コンテンツを配信できる環境を整えると。それで、教育現場から見たときに、そういったシステムの使い勝手、あるいはどのような放送コンテンツをさらにつけ加えていくことが望ましいかといったことをフィードバックしていく実証実験を、文部科学省さんと共同で行っていきたいと考えているところでございます。

以上、今般の補正予算で盛り込ませていただいた、柱としては大きく2つ、「ソフトパワーの発信・活用」及び「教育現場等におけるコンテンツの活用・充実」についてのご説明でございました。

これについては閣議決定後、現在国会で審議中でございます。審議を経て国会のご了承を得られれば、議決後、速やかに執行に入るということにしたいと思っております。

この予算につきましては、コンテンツの流通、それから製作の強化、特に流通にかかわる権利処理の円滑化という、当委員会再三にわたって課題となってきた事項が多く含まれております。従いまして、こういった施策について、今後どのように進めていくことが、よりこの委員会で議論していただく課題解決に生きていくかということについて、皆様から忌憚のないご意見等を頂戴できればと考える次第でございます。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それではご意見を伺いますが、まずは堀委員が

らお願いいたします。

【堀委員】 こちらに書いている中の、特に権利処理の円滑化ということに関しましては、お手元の資料2のとおりでございまして、実演家の3団体が、これはニーズに応えようとずっと努力をしてきたわけでありまして。この審議会でネット権のお話が出たときにも、プロの実演家の権利処理というのは、実は個々にもうやっけてきているんだということを何回かご説明もさせていただきましたし、ネット権の話のときの反論の中で、我々の考え方というのも申し上げてまいりました。

ただ、それでもやはりさらに権利者団体としても、何がしかのもう一步進んだ努力をするべきじゃないかというお話も、以前この委員会でもご指摘いただいて、その延長で、どうやったら少しでもスムーズになるのかということを考えてまいりました。

この資料2に関しましては、連休前に3団体で合意して、一般社団法人を設立し、映像コンテンツの権利処理の窓口をせめて一本化しようという話と、権利者不明の探索についてもご協力をしようということの合意をしたものを、報道機関の皆様にお配りしたプレスリリースを、そのまま今日、資料として提出させていただいております。

資料を2枚めくっていただいて、まず、この法人の概要といたしましては、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構と、一般社団法人の形態をとって、設立時の構成員としては、私ども日本音楽事業者協会、それと社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）、社団法人音楽制作者連盟（音制連）と、実演家団体といいましても、細かく言うと非常に似ているような、似ていないような3団体が、大同小異ということで団結をするというか、窓口として1本になりましょうということでございます。

法人の所在地は、今、都内で検討しておりますが、私ども音楽事業者協会が旗を振っている以上、法人の登記としては音事協の中に、まず事務局の準備室のようなものを構えるということで検討しております。

1枚前に戻っていただきまして、これも今申し上げたとおりで、この審議会の取引市場のワーキンググループでも何度か意見の交換をした、官による規制であると制限ということではなくて、何とか民民での取組を重視しようという流れの中でやってきた。それと色々な提案がある中で、カウンターとしての提案も実演家権利者団体として出さなければいけないという中で、このブロードバンドあるいはモバイルという利用ニーズが高まっている中で、まだ、現状では1回もこの審議会でもこのビジネス

モデルについては、こういうビジネスがあるんだというような提案も企画も挙がってはいる段階ではありますが、配信についてまず、ネットでの配信を円滑化するために、そのニーズに応える準備をしましょうということで、この法律化のための団体であると。

放送番組の配信ということに関しては、まだまだ色々なテーマがあると思うんですけど、一方では、モバイルではエイベックスさんとNTTドコモさんがやり始めたBeetVのような、全く新しい、今までにないような映像のコンテンツの配信というものもスタートしております。これも一つの企画案として考えながら、この団体についてはまず放送番組のネット配信の窓口業務にしていこうと考えております。

最後のページに内容として、事業内容を5つ列記しておりますが、まず、映像コンテンツの二次利用に関して、実演家の権利処理、許諾申請の受付の窓口業務をやりまします。それと実演家の不明権利者の探索をいたします。それと、放送事業者さん、あるいは利用者の方々との間のまだモデルができていない中でこういうことを手順として挙げるのは、甚だ恥ずかしいところではあるんですけども、一応ビジネスモデルがあったとした場合の収益配分のあり方ということのガイドラインを話し合いましょうということ。それと、映像コンテンツの許諾権というものの理解をもう少しやっぱり促進しよう、あるいはどういう流れで許諾権というのが存在して、これがビジネスとして成立するか、我が国の経済に資するものなのかということ、もっとちゃんと話をしましょうということ。それと、この4つにかかわるものの、この法人が目的を達成するために必要な事業をやっていきたいと思いますということを内容にしております。

今月中に一般社団法人としての法人の登記の作業を進めて、来月、最初のうちは小さなものになると思いますけれども、2009年6月には事務所を開き、来年の4月1日までには実務を開始できるように、放送事業者さんとの交渉でありますとか、我々3団体の中の考え方のすり合わせとか、平行で進めなきゃいけないことを同時にやっていくということ、今、実作業としてやっております。

最後になりますが、この3ページ目の(5)にあります、この団体につきましても、実演家であるとか事業者の権利を尊重する、担保をしながら、効率的な権利処理とコンテンツの流通促進が実現可能であって、日本がコンテンツ大国を目指すという大きなテーマに合わせていくものであると考えております。ですから、安易な制限であるとかということがビジネスとして重要ではないんだ、ちゃんとそれぞれの権利を尊重し

合いながら、コンテンツ大国実現のために努力を続けていこうという、これは宣言でもあると考えております。

ですから、今回資料1で出された、このコンテンツ大国実現のための権利処理の円滑化の促進ということの、権利者団体としての第1ステップをスタートしますということをご理解いただきたいと思います。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。椎名委員、お願いいたします。

【椎名委員】 新機構に関しましては、今の堀さんからのご説明のとおりでございます。

やはり流通促進に当たっての課題であるとして問題として挙がっていた権利処理の煩雑さということについては、映像コンテンツ処理機構という取組みを含め、NHKオンデマンドの流れでありますとか、そういう色々な場面での国民の取組みで動き始めていると言っていると思います。

そういう中で、デジタル・コンテンツの流通が促進しないことについて、権利処理を最重要課題として挙げてきた姿勢をそろそろ転換して、むしろ問題の本質である、デジタル・コンテンツの流通のビジネスモデルが育たないという部分について、今後どう政府が後押しをしていくのかという話に、もうそろそろシフトするべき段階に来ているのではないかと思います。

ビジネスモデルが見えてこない原因の一つとして、これまでも再三ご指摘させていただいているんですが、通信事業者の方々のコンテンツ投資に関する考え方が、やはりちょっとずれてしまっているということが、依然としてあるのではないかと思います。コンテンツの製作というのは、それなりの時間とコストを投入しなければ、それなりのものを生み出すことはできないということ、いい加減認識されるべきであって、もしそういう立場をご自身で担う気がないんだとするならば、少なくとも他人が時間とリスクを注いで製作したコンテンツを、安易に横取りして懐を肥やそうという姿勢だけは、改めていただきたいと思います。

それから事務局からのご説明で、今回の新機構について、国からもご支援をいただけるというお話も出たわけでありまして、当然のことながらこの新機構というのは、あくまでも権利者の自発的な意思と裁量によって進められるべきものと考えておりまして、国とどう関わっていくかについては権利者の方でよく検討して、改めてご相談を申し上げたいと思っております。また、申し上げるまでもなく、そのことと当検討委員会の宿題になっている対価の還元の話とは、全くフェーズの異なる話であ

るといふことも申し上げておきたいと思ひます。

一方で、ネットでビジネスモデルが成立しない点について、相変わらず対価の還元の本質に迫るような解決策が、今回の予算の中でもどの省庁からも示されていないということは、非常に残念であると思ひます。新機構はあくまでも権利者の意思と考へて進めていくべきものではありませんけれど、対価の還元ということについて、新機構が今後何らかのヒントになる可能性を秘めている部分もあると思ひますので、この会議のメンバーの宿題として、コンテンツ大国にふさわしい対価の還元方法については、引き続き検討していただきたいと思います。以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは、放送事業者のお立場より、石井委員からお願いいたします。

【石井委員】 今、いくつかご発言あるいはご提案等ございました。そのうちで椎名委員からありましたように、権利処理が問題ではない、ビジネスモデルだというご発言がありましたけれども、確かにNHKオンデマンドは5カ月たちまして、権利処理あるいは許諾を得るといふのは、幸い多数の権利者のご理解もあつて、概ね進んできているわけですが、それでも当初の予想としてははるかに及ばないぐらい、今正直言ひまして、ご利用なさっている方が少ないといふところが何かといふこと、これはやはり真剣に考へる必要は私どもとしてもあるのではないかなと思ひます。

そこで今、概ねご理解いただけたとありますけれども、やっぱりまだ一部には、個別にはご許諾をいただけない場合もあるんですけれども、それでも例えば実演家の権利者不明の場合については、これはオンデマンドだけじゃなくてDVDも含めてそうですけれども、実演家著作隣接権センター（CPRA）さんのご協力をいただいております。ただ、これも3年間といふ暫定的なものであり、いずれ著作権法も改正されると思ひますけれども、そういうものにも適合的、かつある程度永続的なものにしていく必要があるかと思つております。

一方、諸外国を見てもと、ヨーロッパ、ここは比較的私が見る限り、例えばこれは私的録音録画補償金の問題でも、それから実演家をめぐるところでも、権利者の権利をわりに尊重しようといふ雰囲気があるところなんですけれども、それだけに、どうやって集中管理を推進していくのかといふところが重要なキーワードになっているといふ状況にあるのではないかなと思ひます。

そういう意味で、今回、実演家権利処理のために新しい団体が設立されるというこ

とは、これはコンテンツの流通はもちろんなんですけれども、おそらくその背後にあるといいますか、その根底にあるコンテンツの充実、色々な製作の問題とかいうところにもプラスに響くのではないかという点で、興味があると私は思っております。これによって実効がある集中管理が推進されるということを、利用者としては強く期待しております。

一方、不正利用の問題についてちょっと触れさせていただきますけれども、先ほどNHKオンデマンドの利用者がなかなか伸びないということを申し上げましたけど、一つの原因としてよく言われるのが、ちょっと別のサイトに行けば、幾ら画質が低いとはいえ、ただで見られるものがあるのに、何でわざわざ有料で見に来る必要があるのというようなことを言われます。

実はこれは皮肉な結果なんですけども、4月からこ入れ策として、一部無料配信サービスを行っております。これはもちろん権利者の方には規定の権利料をお支払いした上で、無料ということをやっているんですけども、そういうところですかかなりの——かなりといっても100倍、200倍というわけではなくて、何倍、十倍かな、そういう数のお客さんがついてくれるわけなんですけども、それが有料のほうにどこまで移行してくれるか、まだ今のところはちょっと見えていない状況にあります。そういうこともありまして、やはりこの権利処理もしないで無料で出すという不正利用の問題は、非常に大きいと私どもは思っております。

私どももこの対策として、例えばグーグル、ユーチューブですとか、それから中国サイト、韓国サイト、色んなところと協議してまいりました。実際に例えば中国のサイトとは何回もやりとりをしまして、中国の政府関係者のところにも行ってまいりました。そうして削除スキームを徐々に構築してきておりますし、また一方で、いわゆるフィンガープリント技術ですとかいう、色々な技術的な新しい仕組みというものもトライアルしているところでございます。

そうやっていろいろやってくる中で、相手、特に外国の場合、そういうサイトとどうやって削除のルーチンをつくっていくか、スキームをつくっていくか、そこがやはり一番の問題ではないかと感じております。今日、そういうことで幸い総務省さん、事務局さんのほうから、削除スキームといいますか、共同監視に関する検証についてのご提案をいただきました。これは一つのご提案ではないかと思えます。

ただ、この中には既に実質的に今まで私どもがやってきたところもありますし、今

申しあげましたように、単なる検証にとどまっていたら意味がないと思うんです。もしやるのであれば、来年以降、どのように実際に運用していくのか、例えばその組織とか経済的な裏づけがあるのか、あるいはこれで実際に削除するとき、相手サイトですとか相手国とどのようにやりとりをやっていくのか、そういうところをぜひあわせて検討、あるいは実証といいますか、検証していくところも、積極的にやっていく必要があるのではないかなと思っております。

以上にて申しあげました。

【村井主査】 ありがとうございます。元橋さま、お願いします。

【元橋オブザーバー】 ちょうど1年ぐらい前、ダビング10に移行する動きが大詰めだったころに、「コンテンツのリスペクト」と「適正な対価の還元」——椎名さんから、今日、またご指摘がありましたけれども——それがキーワードになっていたわけですね。ちょっと俯瞰して言うと、この委員会で数年間ずっと議論してきた、デジタル放送の番組の録画の問題ももちろんですし、ブロードバンドでのデジタル・コンテンツの流通の促進、活性化とか、あるいはこの1年ぐらい議論になっている製作力の強化ということ、これらはどれをとっても、やっぱり、「コンテンツへのリスペクト」ということと「適正な対価の還元」ということが、みんな共通していると思うんです。

たぶん質の高いコンテンツ、見ごたえのある番組の製作や流通ということに関して、それを継続的に行っていく仕組み、つまり誰がどういうふうにそのためのコストを賄っていくのかということが、問われているんだと思うんです。

コンテンツ立国、コンテンツ大国ということがずっと言われてきているんですけど、どこか1つの業界、あるいは企業、エンティティーが片務的に、というか、自分たちだけが努力をしたり、犠牲になったりということでは、きっと長続きしなくて、やはりこの場に集まっていらっしゃっている色々な業界、消費者、視聴者の方を含めて、色々な立場の方——ステークホルダーという言い方がいいのかどうかわかりませんが——それぞれが、どれだけコンテンツと言われる無形の文化、あるいはクリエイティブな才能、クリエイティブな作業を尊重して、知恵を出し合ったりお金を出してそれを育てていく、あるいは産業として回るようにしていく、ということができているのかと問われているのだと思います。さっき堀さんとか椎名さんが「ビジネスモデル」とおっしゃっていましたが、まさにビジネスモデルをつくっていくというのは、たぶん誰かが「自分達だけはお金をできるだけ出さないようにしたいです」とか、「自分達だ

けが儲かりたいです」ということではいけないのだろうと思います。みんなが応分のコストを出し合って支える仕組みをどうやって構築するか。既存のメディアで言うと、新聞にしる、放送番組にしる、広告だったり、購読料だったり、受信料だったり、あるいは有料だったりということで、ビジネスとして成立してきたということがあるわけですが、デジタル・コンテンツにおいて、どのようにして質の高いものを製作して、それを流通として回して行って付加価値を高めていくか、あるいは豊かな暮らしにつながっていくかということが、たぶんまだ解決策が見えていないし、それこそ、色々な立場の方が集まっているこういう場で議論していただくべきことなんじゃないかと思っています。

先ほどの事務局の補正予算についてのご説明によれば、製作環境の整備とか、地方から海外発信ということに今回予算をつけたいということでした。これは今まで流通整備のための色々な施策をやってきたことから、大きく舵を切って、製作環境の改善に注目した、という意味で画期的だと思っています。補正予算ということなので、国の予算としては1回ぽっきりなのかもしれませんが、それを呼び水にして、1回ぽっきりじゃなくて、ちゃんとビジネスとして回る仕組みをどうやってつくっていくかということが、やっぱり我々に——我々というのはもちろん放送事業者だけでなく、皆さんも含めてですが——求められているのだと思います。

報道機関でもある放送局に、国の予算で直接的な製作費を入れるということについては、報道の自由の観点から色々な議論もあると思いますが、今回の話は必ずしもそうじゃなくて、製作会社とか、製作の人材育成とか、海外発信も含めた色々な流通展開のところでの支援、サポートということなので、それは非常にいいことだし、色々な可能性が広がっていくんだろうなと思っています。

そういうスキームの中から、1本でも2本でも、いい番組、質の高いコンテンツができ上がってくることを望みたいと思います。また、従来から申し上げているように、例えば放送権購入のような形で放送で露出していくとか、あるいは私どもも一緒になって海外展開とか海外発信のお手伝いで、一緒に汗をかくということをやらせていただく、そういう例が出てくればいいと期待しています。

何よりもやはり質の高い番組、コンテンツが作られる環境づくりというのが大事だと思いますし、質の高い番組ができないと、幾ら流通促進とか海外発信といっても、「えっ、日本のコンテンツってそんなものなの」と言われちゃうと本末転倒だと思



ます。日本の文化とか産業とか科学技術だとか、そういうものを紹介するのにふさわしい、非常にいいコンテンツがつくられるということが第一だろうと思っています。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは福田委員、お願いいたします。

【福田委員】 それでは私の方からは、3つありましたうちの放送コンテンツの製作・流通の促進の観点から、先ほどの補正予算絡みについてご意見を申し上げたいと思っております。先ほど例を示していただいて、具体的に説明をしていただきましたので、背景についてはおわかりいただけたと思いますが、国際発信力をどう強化するかということとか、それからコンテンツの流通をどうするかといったようなときに、必ずこの特に一、二年、製作会社が疲弊しているという言葉をあちこちで聞いてまいりました。

そういう意味では、特に地方は製作会社及び放送局自身も、今ご説明があったように弱ってきているというところでもありますので、こうしたところで刺激を与えた上で、さらにこれからどうやって飛躍をするかということになればいいと思っていますので、今回の措置については歓迎したいと思っております。

先ほど一例を挙げていただきましたけれども、北海道の例をとってみて、台湾との問題で、この8年間で5倍観光客が増えているということは、やはり自治体その他の関係者、あるいは観光事業者、放送局、製作会社が一体となって取り組んできたということと、それからもう一つは、継続してきたということが一番大きいんだろーと思っています。そういう意味で先ほど申し上げましたように、相当疲弊してきますと、継続そのものが非常に危ないというときでありますので、タイミングとしても非常によかったのではないかと考えております。

それからもう一つは、これは流通の側面から見ますと、先ほど図なんかを使ってご説明いただきましたけれども、海外に発信するという部分でいくと、NHKさんの国際放送の会社ですとか、あるいは海外においてケーブルテレビ放送局を独自に開拓しなきゃいけないという問題がありますので、今申し上げた関係者以外にも相当の皆さんの協力を得ないと、短期間では実施できないんじゃないかと思っています。

先ほどの例は、台湾とかアジアという特定の地域でしたけれども、それを発信した場合、どこが一番当たるのか、どこが一番効果があるのかということも見定めた上で、次年度以降も引き続き継続できるような形に持っていければいいんじゃないかと思っ

ております。そういう意味では予算の成立というのはありますけれども、早めにサウンドしていただいた上で、全放送事業者及び地域の製作会社の皆さんが情報収集した上で、これに加わっていただくようなスキームを早く示していただければありがたいと思っております。

そういう意味では、東京もそうですけれども、実際に特に地域が弱っていると、放送会社あるいは製作会社問わず、言ってみれば、先ほどありましたけれども、良質なコンテンツをつくるための製作力の総力戦をどうやっていくかということであろうと思いますので、具体的に、これが先ほど示された予算の52億円のうち、どれぐらいになるかわかりませんが、配分はできるだけ多くしたほうがいいのかなということが1点と、それから先ほどの例は1地域でありましたけれども、それを日本国内においてどこまで地域が上げられるのか。

例えば観光とありますけれども、観光資源を持っていない地域ってやっぱりあるのかどうか。そのためには、先駆的にやってきた地域がどんな形でリードしていけるかということも含めて、これまでの成功事例を速やかに我々としても伝えていきたいと思っておりますので、これについては明らかになり次第、我々の責任で民放放送事業者には徹底していきたいと思っております。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 実証実験に関連した3つの事柄に関しましては、今、福田委員が言われたとおりで、全く事業に適した3つの実験で色々な整理ができればいいなと考えております。とりわけ不正流通監視システムの検証に関しましては、石井委員が言われたように、既に民民で色々な取組みがなされているということであるわけですけれども、今回の検証を機に、できれば様々な問題点の整理が行われて、また将来に向けて一歩進んで議論ができないかなと。

すなわち、いわゆるノーティス・アンド・テークダウンのプラクティスが、今のままであれば不毛なモグラたたきに終わっているという現状もございますので、こういうことが起こらないようなルールづくりにつながる議論が、検証を機にスタートできると本当にいいことになるのではないかなと期待をしております。

また、先ほど堀委員、椎名委員からもありました、映像コンテンツ権利処理機構に関連することではありますが、放送事業者としては既に番組の二次利用に関しましては、実演家の3団体様が大変お世話になっているわけですけれども、今回の映像

コンテンツ権利処理機構のようなものが出来上がることによって、実演家様に対する権利処理の窓口が一本化されて、これまで以上に権利処理業務が効率化されるということになることは、非常に歓迎すべきことだと考えております。

プレスリリースの中でも、また今、堀様もおっしゃいましたけれども、放送事業者も権利者の権利を制限するような立法が行われた場合には、やはりコンテンツ創造のインセンティブが低下し、コンテンツ力が弱まり、そして結果としてコンテンツの流通促進にも、コンテンツ大国の形成にも全くつながらないと考えております。

したがって、そうした間違っただ立法が万が一にも行われまいという意味合いも込めて、今回のようにコンテンツのクリエイションに対して主体性を持つものが、その流通に関わる許諾、並びにその流通の促進にそれなりのイニシアチブを発揮するということは、非常に当然のことではありますけれども、これを毅然とした態度で決定された権利者団体様の姿勢に敬意を表したいと考えます。

機構が実務をどのように行っていくのかというのは、これから詰めた議論がなされるということだと理解しておりますけれども、本来の意図であるコンテンツ産業の全体的な活性化という観点から、さまざまな権利者様に対するバランス等も配慮していただくとか、あとは製作者だとか放送事業者と、今までもそうですけれども、これまで以上に緊密なコミュニケーションを維持していただいて、コンテンツ流通ビジネスの促進にできる限り貢献できる体制を整備いただければ、本当に有難いなと考えております。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。それでは今度は製作者のお立場ということで、寺島様、お願いいたします。

【寺島オブザーバー】 まず、今回の補正予算のこの中身を見せていただいたときに2つあって、今までずっとここで様々な論議が行われてきて、コンテンツ立国という言葉と、それに対して流通ということよりは、まずコンテンツを製作することを見直すという流れになってきたかと思えます。

それに対して今回の補正予算に関して言いますと、地域発のソフトパワーの発信・活用の強化となっているところが、ある種この文脈だけで見ますと、ふるさと再生とか、ある地域にある経済のカンフル剤を打つかというふうにもどうしても読めてしまうところが、ここで今までやってきたお話と、ちょっとこのままではもう少しブレーク

ダウンしないと、単に地域経済の活性化というところで終わってしまうのではないか。

先ほどからコンテンツ立国とは、そのコンテンツに対するリスペクト、それからコンテンツに対する正当な対価の還元、製作力の強化というこの3つが、今回の補正予算で基盤ができて、有限の一時的なものに終わらず、我々が目指すコンテンツ立国の基盤強化の一步に何とかできないかというためには、ここの放送コンテンツの製作・流通の促進というところで、地域という言葉があまりにも多く見られ過ぎていて、もちろん今日本全体において地域の疲弊化ということは大問題なんだと思いますけれども、ソフトコンテンツに関して見れば、地域も中央も含めてひとしなみであると思っております。ですから、これをどうブレークダウンしていくかと、今日はぜひお話をお伺いしたいと思って参りました。

それともう一つ、その前に、製作現場の疲弊ということ、私もこういう機会をとらえて随分アピールしてまいりましたけれども、もう一度皆様方に、我々製作事業者のある種の疲弊ぶりをご披露したいと思うんですが、去年度たまたま、中途半端になりますけれども、8月、9月、10月の3カ月において、我々のATPに加盟する製作事業会社を中心に、120社近くの製作会社の経営状態をアンケートいたしました。このときはたまたま売上高だけでアンケートをとったんですが、8月、9月、10月の売上げで、この時点で前年度比約11%減でありました。

これはなぜ行ったかといいますと、テレビ番組製作事業者がいわゆる不況指定業者に入っていないから、それをクリアして、参加会社に金融等の形のある種便宜をとるためにとったアンケートで、ですからこれは完全に我々は不況業種なんだという形でクリアしてしまったんです。

ただし、売上げだけではなかなか経営の実態がわからないということで、引き続きその後、11月、12月、1月と、これは売上高と、それから経常利益の調査をいたしました。実は8、9、10月のその調査においてはまだ、いわゆるリーマンショックというものが無い状況で、ただ色々な状況の中で、テレビ放送事業というのが総体的にある種のパワーダウンをしてきている、国内の広告主様から他のメディアにCMが流れていくとかという形で、不況、景気が悪い、これからテレビ事業、放送事業がなかなか難しいということではあったんですが、10月にあの事件があって、それで早速調べましたら、我々のアンケート対象会社のうちの約44%に当たる50社が、11、12、1月で経常赤字を受けております。ですから前年度比云々というこ

とよりは、もう数字が出てこないということです。

これがまだ11、12、1月ですから、本来ならば我々製作プロダクションというのは、12月に大体大きな番組があって、このあたりで今まで辛かったものが大きく挽回したり、年末年始のある大きな番組である種取り戻すということがあったんですが、そのこともできずに、アンケート回答会社の約半数は経常赤字という形になってきております。

引き続きこれは、この3月期、新しい年度を迎えた4月に、様々な日本の不況の中で、スポットがとれないとかいう形で製作費削減ということが叫ばれておりまして、確かに様々な意味で製作費の削減がある局、頑張っていたら製作費は落とさないけれども本数を削減するという形で、製作費の削減に関しても色々工夫が凝らされておりますが、この4月以降の数字をとると、非常な苦境に落ちるんじゃないかと、アンケートするのを恐ろしい思いで今用意しているところですが、そういった意味で、非常に経済的にまずプロダクションが疲弊してきていると。

で、このプロダクションの疲弊は何につながるかというと、これも再三再四お話ししていますけれども、我々のところに若い働き手が来ない。2つ理由がありまして、もちろん給与水準が、いずれにしても川下の産業ですから、どんどん間に、中間搾取と言わず、マージンが取られて、一番末端の若年労働者に渡る金が非常に低いという状況があります。それとあとは、経営環境が本当に劣化しておりますので、若い人たちに対する労働力のプレッシャーというんですか、残業も払えない状況の中で異常な過剰労働をしていると。

これも含めて給料が低い、労働がきついということなら、テレビに情熱を燃やして入ってきた若い子たちはまだ耐えられるんですが、我々経営者、それからプロデューサー、先輩諸氏が、その子たちの面倒を見てあげられないんです。面倒を見る余裕がなくなってしまう。ここが一番の問題で、テレビの放送を支えてきた我々のある種の思いの伝統とか技術の伝承、気持ちのつながりということが切られているものですから、若い子たちが本当に孤立していってしまう。自分たちの将来が本当に見えなくなってくる。

こういう状況が今、我々製作事業者を覆っておりまして、私たちのこれも非常に緊急課題ですので、労働者の実態というのはなかなか会社としては出せないものですから、本当にある種心親しいプロダクションにお願いして、ATPで調査しました。

5年間の若年層の人材の定着率を調べましたら、5社合わせて10年間で498人、約500人の新人を採用しているんですが、これは採用試験を行って採った社員だけで、契約社員とか番組契約スタッフは含まない正社員です。10年間の離職者が246人、在籍者が234人、53%が5年間でやめている。その平均在籍期間は1年8カ月、2年に満たない。入ってすぐに職場に希望が持たなくなって離脱していく。こういう状況の中で、コンテンツ立国と叫ばれている中で、ある種コンテンツの大きな部分を担っているテレビ放送、それをまた支えているプロダクションの若手労働者が育たないということです。

ですから、まず、今回の補正予算も含めて言えば、もちろん様々な意味のカンフル剤ということはあると思うんですが、どうやってこの製作基盤を強化していくか、どういう形でこの1年間の有限の予算をさらに先につなげるようなスキームをつくるかということが、一番大事なんじゃないかと思っております。

それでこれもご説明があったと思うんですが、もちろん地域の発信力を高める、地域の製作会社の方々も本当に我々以上に疲弊なさっていると思いますけれども、じゃ、東京に在籍している我々はどうなるかというのはどうしてもあるものですから。その我々が地域に行って、地域の本当に特殊な観光資源を掘り起こし、今ある旅番組と違った目線で地域発の情報発信ができるかといったら、これは地域の方に本当に新しい独自のコンテンツをお作りいただきたいと思うんですが、果たして地域だけでいいのかと。

今、私たちが一番こんなコンテンツをつくりたいよねというのは、やはり日本の社会、産業、技術、文化、そのコンテンツをもって海外で勝負したい。そういったコンテンツを我々が作る機会が、今回の補正予算のこの枠組みの中でどうつくれるのかということが、一番私たちが期待していることでございます。我々の仲間は在京、在阪、それからご一緒している全映協さんは地方中心ですが、我々が行って地方の縄張りを荒らすのではなくて、我々は我々でもう一つ、日本の文化、日本の産業、日本の技術、エコなり有機であり、様々な食文化を海外に本当に打って出るようなコンテンツをつくっていく機会を、我々在京、在阪のプロダクションにも是非お作りいただきたい。これはどういうスキームでできるのかということ、ぜひ我々もご一緒に検討していきたいと思っております。

それともう一つ、海外展開に関して、やはりコンテンツを誰が買ってくれるのか、

買ってくれる人をどう見つけるのかということと言えますと、今私どもはA T Pに關しましては、A T P、それからA T P加盟社以外のプロダクションが1年間におつくりになった番組の優秀賞、これも海外に展開できるという前提で、それを総務大臣賞として編集しておりますが、これをつくったときに、それぞれ英語版をつくり、どこかの見本市に持って行って、ブースをつくり、その見本市を運用していく人員を確保し、いくつかの売れるだろうコンテンツに相見合う見本市にどう持っていくかということも、大事なんだと思うんです。

こういうことも、今までは放送局さん、もしくは大きな広告会社さんにお任せしていたところがありますけれども、ぜひ我々自体もA T Pという形で編集した番組を海外に持っていきたい。放送局さんですとどうしても視聴率というのがどこかに、で、そこでフィルターがかかるものですから。もちろん視聴率をある程度とった上で、海外に展開できるようなコンテンツをどうつくっていくか、それを販売するという形でどう展開していくかということにも何か予算を使わせていただけないか。

それともう一つ、一番大きいのは、今回の予算で色んな流れがあって、最終的には製作費に張りついてくるんだと思うんですが、国は知的所有権を多分ご要求なさらないんでしょから、著作権がある種製作者に残ると思うんです。このつくったものにコンテンツの著作権が残るというルールが、今はなかなか残らないのも、ずっとご説明してきておりますが、今回はコンテンツがまずありきで、それが売れたらどう配当するかということもあると思うんですが、著作権を声高におっしゃらないお金の出し手があって、いいコンテンツが出来る、このコンテンツをどう展開していくかということが、今回大きなスキームにもなると思うんです。

それともう一つは、NHKさんは別にして、民放さんの場合はやはり編成局発注というのがあって、編成事情、その局の編成によって番組が企画、発注されてくる。そうではなくて、局の発注以前に番組ができるかもしれない、そういうスキームですね。クライアントがあってお金が流れてきていて、編成局の発注があって番組ができるということではなくて、お金があって番組ができて、それを先ほどおっしゃられた放送権購入という形の正当なコンテンツに対するリスペクトということが、ここである種認められるとするならば、今までの民放のビジネススキームが少し変わってくるかもしれない。

コンテンツ主義である種放送がかかるかもしれないということも、大きな試みにな

るのではないかと期待しておりますので、今後の様々なお話し合いの中でぜひ一緒に、いいコンテンツ立国のための整備基盤強化ということで、様々にご協力していきたいと思っております。ありがとうございました。

【村井主査】 ありがとうございました。浅野委員、お願いいたします。

【浅野委員】 まず、権利団体の3団体から今回の新機構設立の話が出てきましたことに関しては、大いに歓迎したいと思っております。特にネット法に対して一番厳しく批判されていた団体の方たちですから、それに対する一つの対案として、このような構想が打ち出されたことに対して敬意を表したいと思えます。

この団体は、構想を実際に行動に移していこうというところまで進んでいますから、そういう意味でも一歩進んでいると思えます。これ自体が、今後のコンテンツ流通促進における一つのトリガーとして機能すれば良いのではないかと期待しております。

特にこれに関連して政府の方からも、権利処理の円滑化の促進ということで補正予算をつけているとあります。それとどう連動するのかというのはちょっと分かりませんが、そうした動きともうまく連携を取っていけるのではないのでしょうか。特にこの補正予算というのは1回限りですが、政府の役割の一つとしては、政策を介して新規産業を創出するという役割があると思えます。

コンテンツが正規に流通していく市場をどうやって大きくしていくかを考えた時、政府がシードマネーとして援助し、権利団体から出てきた構想に対して、きちんと機能するのかということを検証していくことも必要だと思います。政府の補正予算と、この権利団体側から新機構への構想とがうまくドッキングして、今後進めていければ良いと思っております。

それからもう一つは、先ほど寺島さんがおっしゃられましたけれども、この補正予算に盛り込まれている、コンテンツの制作・流通の促進に対する補助についてコメントします。よく新聞等でも、今回の補正予算に関して報道されている内容を見ている中で、バラまきじゃないかという批判も結構出てきていますので、バラまきではないということを、やはりこの予算の使い方においても証明していく必要があると思えます。

特にこれは1回限りのものですから、使ってしまったらそれでおしまい、後に何も残らないということであれば、まさにバラまきという形になると思えますので、この補正予算をうまく使い、これを一つの契機にして、今後継続的な活動ができる



ようにしていただきたいと思います。そういった仕組みなり、基準なりというものを作っていくことが非常に大事なのではないのでしょうか。バラまきと批判されないような形を、今後どのような仕組みとして作っていくかということを検討していくことが大事だと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。河村委員、お願いいたします。

【河村委員】 地域発ソフトパワー発信・活用の強化という資料1のところに対してですと、①のところに、地域の放送局及び番組製作会社等の支援ということがあるんですが、寺島さんのお話なんかを聞いても、あとはこれまでのデジ・コンの色々な議論を聞いていても、製作会社に対する支援というのはとてもいい話ではないかなと感じています。

椎名さんがおっしゃった対価の還元の本質、その本質は何を指しているのか、私が思う対価の還元の本質というのは、まずは、製作したときに製作した人や出演した人に払われる対価が本質中の本質ではないかなと思います。

そこに消費者が何か関わっているかといえば、放送に関しては無料広告放送なわけですから、スポンサーの会社の商品を買うことの中にそれは入っているわけですから、消費者は直接関わっていないかなと感じるわけです。なるべく製作した方に正当な対価がわたって、おっしゃっていた質の高い番組が出ることが望ましいと思います。

それで不正流通のところに話が行くと、対価の還元が必要という話が出るときに、例えば二次利用が色々豊かに行われているにも関わらず対価が支払われていないというなら大問題だと思うんですが、まずはビジネスが生まれていないことが問題だと片や言われているわけですね。

何か対価が発生しているのに払われていないのが問題だというわけではないのだなと認識しているわけで、それで今度、豊かな二次利用をとると、無料の違法にアップロードされたものがネット上にあるからお金を払ってまで見ないんですよと、まるで私に向かって言われているように、ちょっと被害妄想かもしれませんが感じるわけですけども、そこに関しては完全に違法行為の範疇の話でございまして、私はこの非常に低く抑えられている製作費によって苦しんでいらっしゃる製作者さんや実演家の方たちのことや、あとは不正流通に関して違法コピーとかという話になると、今度はダビング10のときの応酬などが頭に浮かぶわけですけども、これは私が間違っていたら指摘していただきたいんですが、多分この不正にアップロードされ

ているものというのは、コピーワンスによって撮られたものとか、ダビング10になって撮られたものなど、デジタル放送のデジタルコピーではないだろうと私は理解しております。複製制御とは関係なくとられているものであると。

それなのにさんざん、私的にやる行為がどれだけ悪影響を与えているかということと言われ続け、大変な思いをして話し合いを続けてダビング10になって、かといってダビング10の中から違法にアップロードされているわけじゃないと。

それなのに複製制御の仕組みを買うためのお金を消費者は払い、それをまたエンフォースするための仕組みを丸ごと、コストとして買ったものを払い、それを全部押しつけられている。製作会社の人にお金が行かないことや、不正に流通しているという話が、いつもぐるぐる回って、だからビジネスができないんですよみたいな、私はずっとその話を聞いてきたような気がするんですけども、そのつけがすべて、いわゆるサイレントマジョリティー、普通の人たちはに回ってくる。その上更に、暗に多分椎名さんがおっしゃりたかった、他省庁で話し合われているような、消費者が私的にやる行為に対する補償金という対価も消費者は払っているのかと思うと、すごく複雑な思いがいたします。

まずは、その正当な対価が生まれるべきビジネスをつくっていただくのは消費者の役目ではないので、製作会社の方がおっしゃったように、製作会社にお金がまず正当に行くということと、権利も二次利用をする気持ちのある制作会社が持ち、どんどん活用できる市場みたいなものをつくっていただきたいです。対価を払うべき質の高いものがあって、それが納得できる価格であり、使いやすく利用できるサービスがあれば、必ずごく普通の大多数の善良な国民、消費者は喜んで対価を払って、それを利用したり見たりすると思います。

それがない状態で、違法なものが出回っているから売れるサービスがつかれないとか、ぐるぐると話が回っていて、そのしわ寄せが一番物を言えない人たちのところに行くというのが、納得できないなと思いつつ聞いておりました。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。中村委員、お願いいたします。

【中村主査代理】 こうした経済状況の中でといいますか、だからこそここに来て、放送あるいはコンテンツの民間サイドでの動きが色々出てきました。民間の発意が重要であるということを一貫して申し上げてきたわけですけども、今日の資料2にありますような機構の動きというのもその典型かと思えます。それはこの場での議論が一つ

の形になってきたとも私は認識しておりまして、関係の皆様のご努力を多とするところでありまして、こうした動きを後押ししていくというのが、今求められている政策であって、政策のモデルであろうと考えます。

また同時に、ここに来てコンテンツだけではなくて、例えばデジタルサイネージであるとかマルチメディア放送のような、新しいメディアをつくっていかうではないかという動きも目立つところでありまして、ソフト、ハード両面の民間サイドでの動きが高まってきているというところでもあります。

そして、今回の経済対策ということでありまして、こうした動きを後押しするものだということになりませんが、今回の経済対策の措置にはこうしたコンテンツへの手当て以外にも、メディアを開発したり整備したりするところにも措置がなされておりますので、それを十分に活用してまいりたいと考えます。

今回、15兆円規模の経済対策であります。ばらまき批判はありますけど、私はちゃんとばらまくのであれば、ばらまけばいいと思っているんですけども、そうではなくて、効果がわからない基金に死蔵されたり、貯蓄に回ってしまうということでは困ると。そうでなくて、きちんと有望な産業、あるいは有望な文化のところに、今回集中的に投下するという姿勢が大事だろうと思います。

これは言葉を変えれば、本来構造不況業種を救うということではなくて、成長産業に集中的に投下していくということが求められる措置だろうと思いますので、そういう面での実効ある効果を生んでいくように、引き続き知恵を絞りたいと思いますし、あのときの資金でこうした成果が生まれましたねというようなことを生めるような知恵、努力を続けていきたいと思います。以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。時間が来てしまいましたが、その他何か。どうぞ、椎名さん。

【椎名委員】 1点だけ。対価の還元について、河村委員からご指名でもございましたし。あくまでも第4次答申で言われた対価の還元というのは、コピーワンスからダビング10への緩和というものをどう考えるのか、そこでの私的複製の対価の還元を言っていたと思います。河村委員のおっしゃるとおり、本質的な対価の還元ということになると非常に広義の意味を持つと思いますが、ここで宿題になっているのは、あくまでもその私的なエリアで複製が行われることの対価の還元、それに絡めて補償金制度の話とか、多々話がありました。

ご承知のとおり、ダビング10の環境下での複製については、もう補償金を徴収する協力をする意思がないと表明されているメーカーも出てきたということで、その対価の還元に関して言うと、一層厳しい状況を迎えている中で、そうした対価の還元をどう考えていくのかというのがこの検討委員会の宿題になっているんじゃないか。その点だけ一言申し上げておきます。

【村井主査】ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

今、タイミングとして答申の取りまとめという時期ですので、この取引市場というテーマに関してもそうしたレベルに到達する必要があるということで、今日ご議論いただきました。

今日の議論の大きな部分としては、本委員会で議論していただいて、以前の委員会で権利者団体の方に、映像コンテンツの権利処理の解決へ向けた具体的な対策をお願いしていたわけですが、その成果が見える形になったと報告していただいたのだと思います。これは大変にいいことであり、これも中間答申の取りまとめの中に含ませていくという方向で進める必要があります。

その他に、いろいろな補正予算に関して、具体的な生かし方についてのご意見もいただきました。この時期に、特に大変重要なことですので、今、中村委員からお話が合ったような方向で進めていくことを期待するものだと思います。

そういった中で事務局には、今日のご意見を踏まえまして、答申に向けた骨子案を策定する作業に取りかかっていたらどうか、お願いいたします。

それから、今日は議論していただく時間はあまりとれませんでした。またご意見がございましたら事務局にお寄せください。

時間が参りましたので、私からは以上ですが、事務局はいかがでしょう。

【小笠原コンテンツ振興課長】 それでは、今日のご指示を踏まえて、取引市場について骨子を策定したいと思います。これにつきましては、6月に入りまして日程調整を行い、そこで改めてご議論をいただきたいと思います。また、5月最終週に1回、検討委員会の開催をお願いすべく日程調整中のございまして、こちらではコンテンツのエンフォースメントについてご議論をいただきたいと思います。以上でございます。

【村井主査】 それでは、会議は以上でございます。どうもありがとうございました。

以上